

◆ 令和5年度 部長マニフェスト ◆ 人権・平和担当部長

部の概要			
所属課と人員 (R5.4.1現在)	(政策経営部に含む)	一人	

部の運営方針

人権、平和、男女平等という市の恒久的かつ根源的な理念を市民をはじめ事業者や教育関係者など地域に対して広く発信し、共感、協力、対話を通じてソーシャル・インクルージョンのまちづくりの実現を目指します。
新たにSDGsの観点で施策を捉え直し、全庁の各施策のさらなる発展を目指します。
DV等の困難な状況におかれた女性への緊急的かつ中長期の自立支援を民間団体との連携により実施し、女性のエンパワーメントの推進を図るとともに、性別・性的指向・性自認に関わらず、誰もが多様な生き方を選択できるよう、「くにたち男女平等参画ステーション」を拠点として市内におけるジェンダー平等を推進します。

令和5年度の重点項目

No.	項目	具体的内容	達成状況(年度末評価)	達成度
1	人権施策の推進	「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」にもとづき、人権・平和のまちづくり審議会からの答申を受け、年度末までに基本方針の策定を目指します。 また、人権月間や出前授業、人権擁護委員との連携した取り組み等を通じて、当事者や次世代の子ども達、市民と共に人権やソーシャル・インクルージョンの理念について日常的に考え、当事者と出会い、学び合う場を創設します。	「人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針」を年度末に策定し、令和6年4月から開始します。 人権月間は今年度も約2000名の参加があり、出前授業は公立小中学校等で多数実施し、様々な年代の方に当事者の話を通じて人権について考え、関わる機会の創出を図りました。	A
2	平和施策の推進	「くにたち平和の日」や「くにたち原爆・東京大空襲体験伝承講話事業」、「ふつうの日になったのか原爆に日展」などの既存事業を通じて、日常の中の平和について市民や子ども達と共に考える機会を創出します。 また、「平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク会議」を発足し、多摩地域における「平和文化の振興」を推進するため、事務局として円滑な運営を図ります。	既存事業を通じて、次世代の子ども達を中心に市民が日常の中で平和について考え、行動する機会を創出し、平和文化が根付くための取り組みを行いました。 「平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク会議」では、ネットワークとしての宣言文を発出し、今後3年間のロードマップを取り決め、多摩地域における平和文化の振興に向け、引き続き連携しての取り組みを明確化しました。	A
3	男女平等参画施策の推進	男女平等推進市民委員会を定期開催し、庁内の推進計画である「第6次男女平等・男女共同参画推進計画」の年度内の策定を目指します。 職員のジェンダー平等の意識向上に向け、職層や役割に応じた効果的な研修や情報共有等を行い、各施策や事業に活かせるよう働きかけます。	男女平等推進市民委員会からの答申をもとに、「第6次ジェンダー平等推進計画」を策定し、令和6年4月からの5年間の計画として推進していきます。職員に向けては、ジェンダー平等研修やSOGI研修を通じて、意識向上を図り、施策や事業にジェンダー平等の視点を取り入れるべく推進を図ります。	A
4	女性のエンパワーメントの推進	DV等の困難な状況におかれた女性が適切な支援に結び付くよう、DVホットラインや民間団体と連携した女性パーソナルサポート事業等を効果的に実施し、当事者中心の支援を推進します。 令和6年施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」における市町村計画の策定に向けた検討を行います。	令和5年度の相談支援件数は、約1200件を超え、コロナ禍以上の件数となりました。特に多かった住まいに関する相談ニーズに対して、民間支援団体との協働により適切な支援の提供を行いました。 女性支援新法に基づく計画検討については、引き続き令和6年度にかけて取り組み、民間支援団体や関係者の意見も踏まえて、独自性のある計画策定を目指していきます。	B
5	SDGsの推進	ソーシャル・インクルージョンとSDGsの「誰一人取り残さない」という理念を効果的につなぎ合わせ、SDGsの観点で施策を捉え、発展できるよう推進していきます。	人権平和基本方針や第6次ジェンダー平等推進計画等にソーシャル・インクルージョンと共にSDGsの観点も取り入れました。 CoopやIKEA、スターバックスなどの民間企業と連携し、講演会などを通じて市民に向けたソーシャル・インクルージョンやダイバーシティ、SDGsの理念を発信しました。	C

【達成度】 A…100% B…80%以上100%未満 C…50%以上80%未満 D25%以上50%未満 E25%未満